

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置しており、旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が平成17年2月11日に合併して誕生した。

南方には岩木山と世界遺産の白神山地を望み、平野部は、岩木川の自然堤防帯及び三角州に育まれた広大な津軽平野が拓け、弘前藩の新田開拓以来の一大穀倉地帯が形成され、農業生産の中心地として発展してきた。

本市の人口は、令和2年の国勢調査では30,934人（平成27年と比べて7.1%減少）で、昭和55年以降一貫して人口減少が続いている。生産年齢人口比率は51.7%と全国平均（57.8%）より低く、老年人口比率38.8%と高齢化率が続いている。また、将来の人口予測では、令和12年には総人口が22,900人となり、生産年齢人口比率が44.4%まで落ち込み、高齢化率は48.1%まで増加すると見込まれている。

就業者人口は15,508人で、産業別の構成内訳は、第一次産業が4,559人（29.4%）、第二次産業が2,676人（17.3%）、第三次産業が8,273人（53.3%）となっている（令和2年国勢調査）。

本市の基幹産業は、農業であり、平野部の水稻やリンゴ、屏風山地帯の畑作（メロン・スイカ）が中核を成している。中でも稲作は経営耕地面積の約82%を占め、高度に機械化が進展しているが、生産コストの上昇など厳しい経営状況にあり、また、高齢化や担い手不足による農家数の減少は止まらず、昭和60年から令和2年までの間に3分の1近くまで減少した。

第二次産業については、建設業と製造業が主となっているが、公共事業の減少、人口減少に伴う国内需要の減少等により就業人口は減少している。また、合併前の旧町村においてそれぞれ企業誘致を進め、現在7社が操業しているが、長引く景気の低迷や、企業の生産拠点の海外移転や合併等により、既存の立地企業の操業停止も顕在化してきている。

第三次産業については、モータリゼーションの進展や消費ニーズの多様化を背景に、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等が進出するとともに、少子高齢化の進行等により、既存商店街の中小小売業が衰退し、空き店舗が増加するなどの状況にある。

このような厳しい地域経済情勢において、地域の中小企業は、従業者の高齢化や人手不足、施設・設備の老朽化などの問題に直面しており、このままでは経営が成り立たず、廃業や撤退に追い込まれることとなり、地域経済の縮小、地域活力の衰退などの悪循環を生み出し、地域社会の存続に甚大な影響を与えることが危惧される。

本市においては、中小企業が地域経済・雇用を支える重要な役割を果たしていることから、創業・起業支援、空き店舗の活用、中小企業者への円滑な資金供給とその経

営支援体制の強化等の各種事業を推進するとともに、中小企業が所有する老朽化した設備を生産性の高い先端設備に更新するよう促し、労働生産性を向上させることで、中小企業が抱える課題を解消するものである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の経済成長と発展を図る。については、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業を基幹産業とし、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

前述のとおり、本市は平成17年に1町4村の合併により現在のつがる市となった。そのため、大きく、旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村の5つの地域に分けられるが、多様な産業が地域経済を支えてきたことから、各産業の地域分けは明確ではなく域内に広がっている。地域の中小企業者による幅広い取組を促し、事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月31日～令和9年7月30日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

さらに、市税を滞納している者については、計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。